平成２４年（フ）第２０８１号
福岡市博多区吉塚２丁目２番４―502号
債務者　松本　和香
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０８４号
福岡市東区松田３丁目17番７―1301号
債務者　有村　朱美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０６号
福岡市中央区六本松４丁目９番36号
債務者　井上　博通
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１１号
福岡市東区若宮３丁目10番24号
債務者　田渕　淳子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１３号
福岡市中央区天神５丁目８番10―705号
債務者　清水　勇樹
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋450番地１エクセレンス内橋101号
債務者　重松　英恵
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１８１号
福岡市西区内浜２丁目36番６―106号
債務者　貞包　理恵
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１８４号
福岡県筑紫野市針摺西１丁目６番１―403号
債務者　高橋　時子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１９１号
福岡市城南区片江１丁目８番10号
債務者　大谷　順司
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２００号
福岡市中央区薬院２丁目12番３―501号
債務者　工藤　秀美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２０１号
福岡市博多区築港本町８番７―805号
債務者　浅野　展子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４６８号
沖縄県那覇市曙３丁目18番20号　与那覇アパート301
債務者　仲間　辰也
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４８１号
沖縄県浦添市宮城１丁目25番３―102号　又吉アパート
債務者　大城利枝子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４９３号
沖縄県那覇市三原１丁目６番３号　丸安マンションＣ―２
債務者　宮良あけみ（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５４号
北海道沙流郡日高町字旭町５番地の64
債務者　綿谷　敏行
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
北海道日高郡新ひだか町三石旭町49番地の２
債務者　大湯　松雄
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第７９４号
仙台市若林区上飯田２丁目25番13号　上飯田ハイム11
債務者　高橋　和之
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係